

平成二十四年二月八日提出  
質問第五五号

皇室典範改正に関する質問主意書

提出者 中島政希

## 皇室典範改正に関する質問主意書

将来にわたり皇位継承を安定的に維持することは、わが国の国民が等しく担うべき責務であり、いつの時代においても国政上の最重要の課題である。しかしながら、皇族方の減少にともない、安定的な皇位の継承が難しい事態が近い将来現出するであろうことが懸念されている。悠仁親王殿下ご誕生により一時の余裕が生じている今こそ、男系男子による皇位の安定継承への対応に万全を期すべきであると考えます。

現在、皇統を安定化させる方途として、旧皇族の皇籍復帰、養子制度の導入、女性宮家の創設などが議論されているが、これらの改革には皇室典範の改正が不可欠である。右をふまえ質問する。

一 男系男子による皇位継承を維持するために、旧皇族の男子を現在の宮家の養子としてはどうかという考え方がある。皇室典範第九条には「天皇及び皇族は、養子をすることができない」とあるが、この条項の改正について政府の考えは如何か。

二 野田総理大臣は本年一月十七日の内閣記者会による女性宮家創設についての質問に対し「一定のスピード感を持って、早く結論を出す緊急性のあるテーマだ。決めていく方向でいきたい」等と発言している。

皇室典範第九条よりも、女性宮家創設（同法第五条、第十二条などの改正）を優先して検討を進める理由

は何か。

三 昨年十一月二十二日、秋篠宮殿下はお誕生日の会見にあたり、「今後の皇室の在り方を考えるときは、何らか、私若しくは皇太子殿下の意見を聞いてもらうことがあって良いと思っております」とご発言されている。今後検討を進めるであろう皇室典範の改正過程で、政府として天皇陛下や皇族方からご意見を拝聴する考えはあるか。

右質問する。